

別表（第2条第1項第4号）

	部位	対象となる工事	対象としない工事
建築 工事	屋根	全体の葺替え、塗装工事等	(1) 部分的な補修、修繕工事等 (2) 家具（造付け家具を除く。）、備品等の購入及び設置に係るもの (3) 外構工事等 (4) 国等の補助金を受けるもの
	外壁、軒裏、水切り等	全体の張替え、塗装工事等	
	外部建具	外壁改修に伴う既設取替え又は新設工事	
	床、壁、天井等	当該室におけるそれぞれの部位全体の張替え、塗装工事等	
	内部建具	(1) 壁等改修に伴う既設取替え又は新設工事 (2) 造付け家具、建具枠等の造作工事	
	その他	(1) 間仕切り壁の変更等に伴う工事 (2) バリアフリー化に係る工事 (3) その他市長が認めるもの	
機械 設備 工事	配管	(1) 耐震改修工事等に伴う既設配管の撤去又は取替え工事	(1) 部分的な補修、修繕工事等 (2) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの (3) 屋外埋設管及び外流し等外部に設置するもの (4) 下水道への接続工事 (5) 国等の補助金を受けるもの
		(2) 老朽化等による既設配管の全体の取替え工事	
		(3) 機器の取替え又は新設工事に伴う配管工事	
	機器	(1) 耐震改修工事等に伴う機器の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化、バリアフリー化又は機能向上のため便所、台所、浴室等の機器の取替え又は新設工事 (3) 浄化槽の取替え又は新設工事	
その他	その他市長が認めるもの		
電気	配線等	(1) 耐震改修工事等に伴う既設配線等の	(1) 部分的な補修、修繕工

設備 工事	撤去又は取替え工事 (2) 老朽化等による既設配線等の全体の 取替え工事 (3) 機器の取替え又は新設工事に伴う配 線等工事	事等 (2) 工事を伴わない製品の 購入及び設置に係るもの (3) 建築物に取付けない外 灯及び外構工事等
	機器 耐震改修工事等に伴う機器の撤去、取替え又 は新設工事	(4) インターネット、ケー ブルテレビ等の接続工事 (5) 国等の補助金を受ける もの